

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	H070
--------	------

所管部署:保健所 医療政策課  
( 医事業事係 / 93-8392 )

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	診療所等の開設許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	医療法(昭和23年法律第205号)
	根拠規定条項	第7条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) 基準規定条項	医療法(昭和23年法律第205号)第3条第2項、第3条第3項、第7条、第19条、第20条、第21条第2項、第23条第1項 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第15条の2、第16条、第17条、第21条の2から第21条の4まで及び第30条の4から第30条の12まで
	審査基準	[診療所等の開設許可基準] 診療所等の開設許可基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から10日程度	
本票の作成日	平成29年1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>[根拠法令] 医療法 〔開設の許可〕 第7条</p> <p>1 病院を開設しようとするとき、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。)及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。)でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。)でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定において同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2～5 略</p>